

令和 8 年度

和賀中央農業水利事業

村崎野支線用水路ゲート設備製作据付工事

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

和賀中央農業水利事業村崎野支線用水路ゲート設備製作据付工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、和賀中央土地改良事業計画に基づき村崎野支線用水路ゲート設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県北上市藤沢地内他

3. 工事概要

本工事は、村崎野支線水路のゲート設備の改修を行うものでその概要は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) ゲート設備改修 | 1 式 |
| (2) 付帯工 | 1 式 |
| (3) 仮設工 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙－1 工事数量表のほか、第9章設計、第10章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、撤去、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 金茶屋分水工取水ゲート仮回道路以外の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 2) 責任分界点までの引き込み外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

水路内の現地作業は、令和8年9月6日予定の落水後に着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等 27 日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第 1 章 1－1－13 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－7 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 203 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－7 と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 9 年 2 月 25 日（工事完了期限日）まで

第 4 章 現場条件

1. 搬入路

(1) 現場への搬入路は、下表の作業系車両の進入が可能である。

施工箇所	適用機種	備考
3 号落差工付帯分水工チェックゲート（右岸側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
3 号落差工付帯分水工チェックゲート（左岸側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
5-1 号取水ゲート	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
金茶屋分水工取水ゲート	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
終点分水工本線締切ゲート（左岸側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
終点分水工本線締切ゲート（右岸側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
3 号落差工付帯分水工取水ゲート（上流側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
3 号落差工付帯分水工取水ゲート（下流側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
7 号落差工付帯分水工取水ゲート（左岸側）	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	

7号落差工付帯分水工取水ゲート (右岸側)	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
終点分水工取水ゲート (右岸側)	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
終点分水工取水ゲート (左岸側)	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
岡田配水槽上流分水工	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
岡田配水槽取水工 (上流側)	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
岡田配水槽取水工 (下流側)	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
4号取水ゲート (左岸側)	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
6号取水ゲート	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	
7号取水ゲート	ラフテレーンクレーン 4.9 t 吊	

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所（別図－2）	交通誘導警備員	昼夜別	工区	備考
北上市道 2133206 号線	1 名／日	昼間	I 工区	交通誘導警備員 B
北上市道 2133209 号線	1 名／日	昼間	I 工区	交通誘導警備員 B
北上市道 2002021 号線	2 名／日	昼間	II 工区	交通誘導警備員 B
北上市道 2133151 号線	1 名／日	昼間	II 工区	交通誘導警備員 B
岩手県北上市藤沢 21 地割	1 名／日	昼間	III 工区	交通誘導警備員 B
北上市道 2053220 号線	2 名／日	昼間	III 工区	交通誘導警備員 B

(2) 交通対策

工事用資材等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(3) 防塵対策

施工に当たって、粉塵等により周辺利用者及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

(5) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）第1編3-2-2一般事項1.施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

また、架空線管理者との協議により架空線の防護措置における防護管設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、変更契約の対象とする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

受注者は、共通仕様書（施）第1章1-1-8に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。

また、発注者は、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

除雪工は計上していないが、除雪を行った場合（除雪対象積雪深は10cm以上を対象）は、除雪実施状況（除雪深、除雪前、除雪中、除雪完了）を報告するものとする。なお除雪量については実績変更することで計画している。

3. 現場発生材受入地

現場発生材受入地は位置図に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。

なお、現場発生材受入地は変更する場合があるため、搬出前に監督職員の承諾を得るものとする。

名 称	所 在	摘 要
現場発生材受入地	岩手県北上市鍛冶町1丁目11-58 (東北農政局和賀中央農業水利事業所)	ゲート設備等

4. 排水処理工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

施設名	対象量
3号落差工付帯分水工チェックゲート 5-1号取水ゲート 金茶屋分水工取水ゲート 7号取水ゲート 岡田配水槽上流分水工 4号取水ゲート（左岸側） No. 88 付近ゲート	7 m ³ /hr 未満

5. 敷鉄板

各施工場所について、クレーン作業による舗装保護を目的に敷鉄板を計上している。

6. 仮回道路

金茶屋分水工取水ゲート・終点分水工ゲート施工時において、図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－1 工事用地図に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－4に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- （5）工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名
1) 令和6年度
和賀中央農業水利事業 支線用水路他設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 貸与場所 東北農政局和賀中央農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

- (1) 本工事で改修するゲート設備は別紙－3設計諸元表（更新設備）のとおりである。
- (2) 土木構造物の荷重条件
土木構造物の荷重条件は下表を満足することを確認するものとする。なお、記載の無い区分は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

区分	荷重作用時期	最大荷重
3号落差工付帯分水工チェックゲート	水門設備稼働時	27.1KN以下

3. 材料

- (1) 主要部材は、JIS規格品、又は同等品以上とする。
- (2) 主要個所の使用材料は、構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督職員の承諾を受けるものとする。

材 料 名	規 格	適 用
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	操作架台
配管用炭素鋼鋼材	JIS G 3452	防護柵
ステンレス鋼板 (SUS304)	JIS G 4304	扉体、スキンプレート
ステンレス平鋼 (SUS304)	JIS G 4303	扉体、戸当り、水密ゴム押え板
ステンレス鋼等辺山形鋼 (SUS304)	JIS G 4317	戸当り
ステンレス溝形鋼 (SUS304)	JIS G 4317	扉体、戸当り

第10章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

ゲート設備の更新内容

別紙－2 ゲート設備一覧表のとおり。

3. 開閉装置分解点検整備（金茶屋分木工取水ゲート）

- (1) 開閉装置における分解点検整備内容は以下のとおり。

区 分	部 位	項 目	備 考
分解整備	開閉装置	分解清掃(古油除去、新油塗布)	
		ベアリング等交換	
		ステムナット交換	

- (2) 分解点検整備機器の鋼材の著しい腐食や交換部品の調達が困難な場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第11章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装はメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を受けるものとする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。
- (3) 鋼材の著しい腐食及び孔食により塗替塗装が困難な場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

3. 工場塗装

(1) 工場塗装塗替（金茶屋分水工取水ゲート）

操作台（再塗装）

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚 μm	塗装方法
工 場	素地調整	1 種ケレン		エアレス スプレー
	プライマー処理	エポキシソリッドプライマー	[15]	
	第 1 層（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗装	80	
	第 2 層（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗装	80	
	第 3 層（中塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗装	40	
	第 4 層（上塗）	弱溶剤系ポリウレタン樹脂塗装	30	
合 計			230	

※[] 数値は膜厚には含まない。

第 12 章 撤去

1. 既設設備撤去

(1) 既設設備の撤去にあたっては、既設構造物への影響が最小限となるように留意して施工にあたるものとする。なお、撤去にあたり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(2) 支線用水路の被覆材は、僅かな損傷で著しく機能低下する恐れがあるため、撤去作業等に当たっては細心の注意を払うものとする。

なお、損傷対策として養生等が必要となった場合は、別途監督職員と協議するものとする。

また、やむを得ず損傷を与えた場合は、監督職員に報告し、協議するものとする。

2. 撤去材の集積等

(1) 撤去材は、第 6 章 3 に示す場所に整然と集積するものとする。

(2) 撤去材は、発注者が別途売払いを予定しているため受注者は重量を計測した後、監督職員が指示する場所へ運搬、荷卸をするものとする。その後、共通仕様書（土）第 1 編 1-1-23 に基づき、重量を計測した記録を付して工事現場発生材報告を提出し、監督職員へ引き渡さなければならない。

なお、受注者は、それまでの期間中において盗難等の無いように善良な管理をしなければならない。

3. 既設二次コンクリート

(1) 既設戸当りの撤去に際しての既設二次コンクリートの取り壊しにあたっては、過度な取り壊しを行わないものとする。

第13章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の基準点及び水準点は、別途監督職員が指示する据付基準点を使用するものとする。

3. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

4. 機械設備

(1) 各ゲートにおいて、別紙－2ゲート設備一覧表の記載に基づき、各設備について撤去・据付を行う。

(2) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(3) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(4) 設備の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付けなければならない。

なお、鉄筋の防錆処理が必要となった場合は別途監督職員と協議するものとする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ° (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比(%)	セメントの 種類による 記号	摘要
鉄筋 コンクリート	21	12	25	55以下	BB	二次コンクリート

※ 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスラブは、積算上の参考値である。

施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができる。

なお、スランプを変更する場合は、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、スランプが12cmを超える場合は、試し練りの材料分離抵抗性についても監督職員の確認を受けるものとする。

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材料費	提出物
コンクリート	配合計画書、試験成績書
アンカーボルト	カタログ・試験成績書等

6. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	工区分
コンクリート殻 (有筋)	成和建设(株) リサイクル場	花巻市金矢5地割 61-1	8時～17時	再資源化施設 業者	Ⅱ工区
コンクリート殻 (有筋)	(有) 共同産業 共同リサイクルセンター	胆沢郡金ケ崎町 西根街道下49-1	8時～17時	再資源化施設 業者	Ⅲ工区
廃プラスチック (土木シート等)	(株)北日本環 境保全	北上市上鬼柳 3-64-1他	8時～17時	最終処分施設 業者	Ⅰ工区 Ⅱ工区 Ⅲ工区

7. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工事工程ごとの作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第14章 試験及び検査

1. 書類限定検査の実施について

(1) 検査職員による検査について、下記の9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合せ簿(協議)	⑧工事材料品質証明書
④打合せ簿(承諾)	⑨工事写真
⑤打合せ簿(提出)	

(2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

第15章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、

「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編共通編 第2章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第16章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 不可抗力によるもの
- (3) 法・基準の改正に係るもの
- (4) 関連工事との調整に係るもの
- (5) 第三者との協議によるもの
- (6) 第3章施工条件に示す条件等に変更が生じた場合
- (7) 第4章現場条件に変更があった場合

- (8) 新たに更新が必要となる設備が生じた場合
- (9) 施工にあたり既設工作物の撤去・更新が必要となった場合
- (10) 工事用道路等として使用する道路が、正常な運行にもかかわらず破損し、これを補修する必要が生じた場合
- (11) 設計図書に示されていない新たな仮設工が必要となった場合
- (12) 設計変更に必要な調査、測量、設計、構造計算、図面作成を追加する場合
- (13) スクリーンの製作・据付を追加する場合
- (14) 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合
- (15) その他本仕様書に定めのないもの

第 17 章 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区（以下、工事箇所という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

工区	工事箇所（施設名）
I 工区	岡田配水槽上流分木工、岡田配水槽取水工（上流側）、岡田配水槽取水工（下流側）
II 工区	4 号取水ゲート（左岸側）、3 号落差工付帯分木工チェックゲート（右岸側）、3 号落差工付帯分木工チェックゲート（左岸側）、3 号落差工付帯分木工取水ゲート（上流側）、3 号落差工付帯分木工取水ゲート（下流側）、5-1 号取水ゲート、6 号取水ゲート
III 工区	7 号落差工付帯分木工取水ゲート（左岸側）、7 号落差工付帯分木工取水ゲート（右岸側）、7 号取水ゲート、金茶屋分木工取水ゲート、終点分木工本線締切ゲート（左岸側）、終点分木工本線締切ゲート（右岸側）、終点分木工取水ゲート（右岸側）、終点分木工取水ゲート（左岸側）、No. 88 付近ゲート

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第 18 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない

ものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（施）様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）様式 6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) 発注者は、V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を

行う。

また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）のV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1－1－28 及び第1章1－1－30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（C D－R、D V D－R 又はB D－R）正副2部

3．主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4．地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等諸工事積算基準（以下、「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙－5 様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（別紙－6 様式2）を作成するとともに、変更実施計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解の上、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。
- (4) 建設コンサルタントの出席

上記（１）～（３）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

- （５）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に２部を備え付けなければならない。

7. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備

(チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、積算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休２日による履行実績取組証明書の発行

(1) 本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休２日（４週８休以上）の実施方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率28.5%（８日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状

況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

10. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(6) 1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は第17章の箇所とする。

11. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- （1）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- （2）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第19章 定めなき事項

- （1）契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- （2）この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表【I 工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 標準外設備製作・整備工	岡田配水槽上流分土工			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 □B660×H600 H=2.05	基	1.000	
2. 標準外設備製作・整備工	岡田配水槽取水工（上流側）			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 φ 300 H=3.45	基	1.000	
3. 標準外設備製作・整備工	岡田配水槽取水工（下流側）			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 φ 400 H=3.45	基	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 標準外設備据付	岡田配水槽上流分土工（撤去）			
(1) 既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
3. 標準外設備据付	岡田配水槽上流分土工（据付）			
(1) 水門設備据付工				
水門設備据付		門	1.000	
交通誘導員		式	1.000	
4. 標準外設備据付	岡田配水槽取水工（上流側）（撤去）			

工 事 数 量 表【Ⅰ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
5. 標準外設備据付	岡田配水槽取水工（上流側）（据付）			
(1)水門設備据付工				
水門設備据付		門	1.000	
6. 標準外設備据付	岡田配水槽取水工（下流側）（撤去）			
(1)既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
7. 標準外設備据付	岡田配水槽取水工（下流側）（据付）			
(1)水門設備据付工				
水門設備据付		門	1.000	
8. 仮設工	敷鉄板、排水処理工、土のう締切			
(1)敷鉄板				
敷鉄板（3門分）	敷鉄板 設置～賃料～撤去	式	1.000	
(2)排水処理工				
排水処理工		式	1.000	
土のう締切		m3	0.100	
9. 産業廃棄物処理工	土のう袋			
(1)産業廃棄物処理工				
土のう袋処分		m3	0.100	
運搬費				
1. 運搬費				
(1)運搬費				
運搬費	敷鉄板	ton	5.900	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	3号落差工付帯分水工 チェックゲート			
(1) 扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2) 戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当たり工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3) 開閉装置工				
開閉装置（機械単体費・ラック式）－小型水門－		式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	5-1号取水ゲート			
(1) 扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2) 戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3) 開閉装置工				
開閉装置（機械単体費・ラック式）－小型水門－		式	1.000	
3. 標準外設備製作・整備工	3号落差工付帯分水工取 水ゲート（下流側）			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 φ600 H=1.90	基	1.000	
4. 標準外設備製作・整備工	4号取水ゲート（左岸 側）			

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)標準外設備製作・整備工				
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 φ400 H=2.05	基	1.000	
5. 標準外設備製作・整備工	6号取水ゲート			
(1)標準外設備製作・整備工				
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 φ350 H=2.05	基	1.000	
6. 鋼製付属設備製作工	3号落差工付帯分水工 チェックゲート（操作架 台）			
(1)鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	3号落差工付帯分水工 チェックゲート（撤去）			
(1)既設撤去	3号落差工付帯分水工 チェックゲート（左岸 側）			
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
既設タラップ撤去		式	1.000	
既設防護柵撤去		式	1.000	
(2)既設撤去	3号落差工付帯分水工 チェックゲート（右岸 側）			
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
既設開閉装置撤去		基	1.000	
3. 小形水門扉据付工	3号落差工付帯分木工 チェックゲート（据付）			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
二次コンクリート		m3	0.300	
型枠		式	1	
交通誘導員	3号落差工付帯分木工 チェックゲート	式	1.000	
4. 標準外設備据付	3号落差工付帯分木工取水 ゲート（上流側）（撤 去）			
（1）既設撤去				
既設水門設備撤去		門	1.000	
既設スクリーン撤去		式	1.000	
5. 標準外設備据付	3号落差工付帯分木工取水 ゲート（下流側）（撤 去）			
（1）既設撤去				
既設水門設備撤去		門	1.000	
既設スクリーン撤去		式	1.000	
6. 標準外設備据付	3号落差工付帯分木工取水 ゲート（下流側）（据 付）			
（1）水門設備据付工				
水門設備据付		式	1.000	
7. 小形水門扉据付工	5-1号取水ゲート（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
既設スクリーン撤去		式	1.000	
8. 小形水門扉据付工	5-1号取水ゲート（据付）			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
二次コンクリート		m3	0.400	
型枠		式	1	
交通誘導員	5-1号取水ゲート	式	1.000	
9. 標準外設備据付	4号取水ゲート（左岸側）（撤去）			
（1）既設撤去				
既設水門設備撤去		門	1.000	
10. 標準外設備据付	4号取水ゲート（左岸側）（据付）			
（1）水門設備据付工				
水門設備据付		式	1.000	
交通誘導員	4号取水ゲート（左岸側）	式	1.000	
11. 標準外設備据付	6号取水ゲート（撤去）			
（1）既設撤去				
既設水門設備撤去		門	1.000	
12. 標準外設備据付	6号取水ゲート（据付）			
（1）水門設備据付工				
水門設備据付		式	1.000	
13. 鋼製付属設備据付工	3号落差工付帯分水工 チェックゲート（操作架台）			
（1）鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 4. 堰柱取壊し	3号落差工付帯分水分 チェックゲート			
(1) 堰柱取壊し				
コンクリート構造物取壊し		m3	7.500	
1 5. 仮設工	敷鉄板、排水処理工、土 のう締切			
(1) 敷鉄板				
敷鉄板 (3号落差工付帯分水分)	敷鉄板 設置～賃料～撤 去	式	1	
敷鉄板 (5-1号取水ゲート、6号取水ゲート)	敷鉄板 設置～賃料～撤 去	式	1	
敷鉄板 (4号取水ゲート (左岸側))	敷鉄板 設置～賃料～撤 去	式	1	
(2) 排水処理工				
排水処理工	3号落差工付帯分水分	式	1.000	
土のう締切	3号落差工付帯分水分	m3	0.100	
排水処理工	5-1号取水ゲート、6号取 水ゲート	式	1.000	
土のう締切	5-1号取水ゲート、6号取 水ゲート	m3	0.100	
排水処理工	4号取水ゲート (左岸 側)	式	1.000	
土のう締切	4号取水ゲート (左岸 側)	m3	0.100	
1 6. 産業廃棄物処理工	コンクリート殻、土のう 袋			
(1) 産業廃棄物処理工				
有筋コンクリート処分	3号落差工付帯分水分	m3	8.3	
有筋コンクリート処分	5-1号取水ゲート、6号取 水ゲート	m3	1.0	
土のう袋処分		m3	0.300	
運搬費				
1. 運搬費				
(1) 運搬費				

工 事 数 量 表【Ⅱ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
運搬費（敷鉄板）		ton	23.600	

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	金茶屋分水工取水ゲート			
(1)扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2)開閉装置工				
開閉装置（分解点検整備）－小型水門－		式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	終点分水工本線締切ゲート（左岸側）			
(1)扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当たり工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機械単体費・ラック式）－小型水門－		式	1.000	
3. 小形水門扉製作工	終点分水工本線締切ゲート（右岸側）			
(1)扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1.000	
戸当たり工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機械単体費・ラック式）－小型水門－		式	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 標準外設備製作・整備工	終点分水工取水ゲート (右岸側)			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工 (機器単体費)	SUS304 φ 600 H=1.40	基	1.000	
5. 標準外設備製作・整備工	No. 88付近ゲート			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工 (機器単体費)	SUS304 φ 300 H=1.83	基	1.000	
6. 鋼製付属設備製作工	終点分水工本線締切ゲート (左岸側) (操作架台)			
(1) 鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工 (製作費)		式	1.000	
鋼製付属設備工 (塗装費)		式	1.000	
7. 鋼製付属設備製作工	終点分水工本線締切ゲート (右岸側) (操作架台)			
(1) 鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工 (製作費)		式	1.000	
鋼製付属設備工 (塗装費)		式	1.000	
8. 鋼製付属設備製作工	金茶屋分水工取水ゲート (操作台工場塗装)			
(1) 鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備工 (塗装費)		式	1.000	
9. 標準外設備製作・整備工	7号取水ゲート			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工 (機器単体費)	SUS304 φ 300 H=2.42	基	1.000	
10. 標準外設備製作・整備工	7号落差工付帯分水工取水ゲート (左岸側)			
(1) 標準外設備製作・整備工				
標準外設備工 (機器単体費)	SUS304 φ 150 H=1.90	基	1.000	
11. 標準外設備製作・整備工	7号落差工付帯分水工取水ゲート (右岸側)			
(1) 標準外設備製作・整備工				

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
標準外設備工（機器単体費）	SUS304 □500 H=2.45	基	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
（1）輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
2. 小形水門扉据付工	金茶屋分水工取水ゲート（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
既設スクリーン撤去		式	1.000	
既設操作台一時撤去		式	1.000	
3. 小形水門扉据付工	金茶屋分水工取水ゲート（据付）			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
交通誘導員 ①		式	1.000	
交通誘導員 ②		式	1.000	
4. 小形水門扉据付工	終点分水工本線締切ゲート（左岸側）（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
5. 小形水門扉据付工	終点分水工本線締切ゲート（左岸側）（据付）			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
二次コンクリート		m3	0.200	

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠		式	1	
6. 小形水門扉据付工	終点分木工本線締切ゲート（右岸側）（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設戸当たり撤去		式	1.000	
既設開閉装置撤去		基	1.000	
既設操作台（タラップ・防護柵含む）撤去工		門	1.000	
7. 小形水門扉据付工	終点分木工本線締切ゲート（右岸側）（据付）			
（1）小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
二次コンクリート		m3	0.500	
型枠		式	1	
8. 標準外設備据付	終点分木工取水ゲート（右岸側）（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設スクリーン撤去		式	1.000	
9. 標準外設備据付	終点分木工取水ゲート（右岸側）（据付）			
（1）水門設備据付工				
水門設備据付工		式	1.000	
10. 標準外設備据付	終点分木工取水ゲート（左岸側）閉塞			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
11. 標準外設備据付	No.88付近ゲート（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 2. 標準外設備据付	No. 88付近ゲート（据付）			
（1）水門設備据付工				
水門設備据付		式	1. 000	
1 3. 鋼製付属設備据付工	終点分水工本線締切ゲート（右岸側）（操作台）			
（1）鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
1 4. 鋼製付属設備据付工	金茶屋分水工取水ゲート（操作台）			
（1）鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	再設置	式	1. 000	
1 5. 鋼製付属設備据付工	終点分水工本線締切ゲート（左岸側）（操作台）			
（1）鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
1 6. 標準外設備据付	7号取水ゲート（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1. 000	
既設スクリーン撤去		式	1. 000	
1 7. 標準外設備据付	7号取水ゲート（据付）			
（1）水門設備据付工				
水門設備据付		門	1. 000	
1 8. 標準外設備据付	7号落差工付帯分水工取水ゲート（左岸側）（撤去）			
（1）既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1. 000	
交通誘導員		式	1. 000	
1 9. 標準外設備据付	7号落差工付帯分水工取水ゲート（左岸側）（据付）			
（1）水門設備据付工				

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水門設備据付		門	1.000	
20. 標準外設備据付	7号落差工付帯分水工取水 ゲート（右岸側）（撤 去）			
(1)既設撤去				
既設ゲート撤去		門	1.000	
既設スクリーン撤去		式	1.000	
21. 標準外設備据付	7号落差工付帯分水工取水 ゲート（右岸側）（据 付）			
(1)水門設備据付工				
水門設備据付		門	1.000	
22. 仮設工	敷鉄板、排水処理工、土 のう締切、仮回道路工			
(1)敷鉄板				
敷鉄板（7号ゲート3門分）	敷鉄板 設置～賃料～撤 去	式	1	
敷鉄板（6門）	敷鉄板 設置～賃料～撤 去	式	1	
(2)排水処理工				
排水処理工	7号取水ゲート	式	1.000	
土のう締切	7号取水ゲート	m3	0.100	
排水処理工	金茶屋分水工取水ゲート	式	1.000	
土のう締切	金茶屋分水工取水ゲート	m3	0.100	
排水処理工	No.88付近ゲート	式	1.000	
土のう締切	No.88付近ゲート	m3	0.100	
(3)仮回道路工	金茶屋分水工取水ゲート			
砂利舗装工		式	1.000	
土木シート設置撤去		式	1.000	
掘削工		式	1.000	
土砂運搬		m3	18.000	
23. 産業廃棄物処理工	コンクリート殻、土木 シート、土のう袋			

工 事 数 量 表【Ⅲ工区】

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)産業廃棄物処理工				
有筋コンクリート処分	終点分水工本線締切ゲート (左岸側・右岸側)	m3	1.1	
土木シート処分		m3	0.060	
土のう袋処分		m3	0.300	
運搬費				
1. 運搬費				
(1)運搬費				
運搬費 (敷鉄板)		ton	11.800	

ゲート設備一覧表

対象施設	名称	扉体	B (m)	H (m)	A (m ²)	戸当り	水密 <水密ゴム>	開閉装置
村崎野支線用水路	3号落差工付帯分水工チェックゲート (右岸側)	更新 (SUS)	3.0	1.1	3.3	更新 (SUS)	前面3方 <更新>	更新 (手動ラック式)
	3号落差工付帯分水工チェックゲート (左岸側)							
"	5-1号取水ゲート	更新 (SUS)	1.0	0.5	0.50	更新 (SUS)	前面3方 <更新>	更新 (手動ラック式)
"	金茶屋分水工取水ゲート	更新 (SUS)	1.5	1.35	2.03	既設利用 (SUS)	前面3方 <更新>	既設を分解整備 (手動ラック式)
"	終点分水工本線縮切ゲート (左岸側)	更新 (SUS)	1.05	0.4	0.42	更新 (SUS)	前面3方 <更新>	更新 (手動ラック式)
"	終点分水工本線縮切ゲート (右岸側)	更新 (SUS)	1.2	0.8	0.96	更新 (SUS)	前面3方 <更新>	更新 (手動ラック式)
"	3号落差工付帯分水工取水ゲート (上流側)	撤去・閉塞						
"	3号落差工付帯分水工取水ゲート (下流側)	更新 (SUS)	φ	0.6		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	7号落差工付帯分水工取水ゲート (左岸側)	更新 (SUS)	φ	0.15		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	7号落差工付帯分水工取水ゲート (右岸側)	更新 (SUS)	φ	0.5		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	終点分水工取水ゲート (右岸側)	更新 (SUS)	φ	0.6		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	終点分水工取水ゲート (左岸側)	撤去・閉塞						
"	岡田配水槽上流分水工	更新 (SUS)	0.66	0.60	0.40	更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	岡田配水槽取水工 (上流側)	更新 (SUS)	φ	0.3		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	岡田配水槽取水工 (下流側)	更新 (SUS)	φ	0.4		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	4号取水ゲート (左岸側)	更新 (SUS)	φ	0.4		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	6号取水ゲート	更新 (SUS)	φ	0.35		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	7号取水ゲート	更新 (SUS)	φ	0.3		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)
"	No. 88付近ゲート	更新 (SUS)	φ	0.3		更新 (SUS)	四方水密 <更新>	更新 (内ネジ式簡易スルースゲート)

別紙-3
設計諸元表(更新設備)

施設	設 名	3号落差工付帯分水エチェックゲート
形	式	ステンレス製鋼製スライドゲート
純	径	間 3.000m
有	効	高 1.100m
門	数	数 1門
水	密	方 式 前面3方ゴム水密
設 計	水 深	(外 水) 1.100m (EL 89.291)
設 計	水 深	(内 水) 0.000m (EL 89.191)
操 作	水 深	(開 時) 外 水 1.100m (EL 89.291)
		内 水 0.000m (EL 89.191)
操 作	水 深	(閉 時) 外 水 1.100m (EL 89.291)
		内 水 0.000m (EL 89.191)
門	扉	敷 高 EL 88.191
開	閉	装 置 手動ラック式(2本吊り)
揚		程 1.200m
操	作	方 式 手動操作
許	容	応 力 度 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
開	閉	速 度 操作力 100N以下(手動)

施設	設 名	5-1号取水ゲート
形	式	ステンレス製鋼製スライドゲート
純	径	間 1.000m
有	効	高 0.500m
門	数	数 1門
水	密	方 式 前面3方ゴム水密
設 計	水 深	(外 水) 1.650m (EL 87.150)
設 計	水 深	(内 水) 0.000m (EL 85.500)
操 作	水 深	(開 時) 外 水 1.650m (EL 87.150)
		内 水 0.000m (EL 85.500)
操 作	水 深	(閉 時) 外 水 1.650m (EL 87.150)
		内 水 0.000m (EL 85.500)
門	扉	敷 高 EL 86.650
開	閉	装 置 手動ラック式(1本吊り)
揚		程 0.600m
操	作	方 式 手動操作
許	容	応 力 度 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
開	閉	速 度 操作力 100N以下(手動)

施設	設 名	金茶屋分水工取水ゲート
形	式	ステンレス製鋼製スライドゲート
純	径	間 1.500m
有	効	高 1.350m
門	数	数 1門
水	密	方 式 前面3方ゴム水密
設 計	水 深	(外 水) 1.350m (EL 82.620)
設 計	水 深	(内 水) 0.000m (EL 81.270)
操 作	水 深	(開 時) 外 水 1.350m (EL 82.620)
		内 水 0.000m (EL 81.270)
操 作	水 深	(閉 時) 外 水 1.350m (EL 82.620)
		内 水 0.000m (EL 81.270)
門	扉	敷 高 EL 81.270
開	閉	装 置 手動ラック式(1本吊り)
揚		程 1.450m
操	作	方 式 手動操作
許	容	応 力 度 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
開	閉	速 度 操作力 100N以下(手動)

施設	設 名	終点分水工本線締切ゲート(右岸側)
形	式	ステンレス製鋼製スライドゲート
純	径	間 1.200m
有	効	高 0.800m
門	数	数 1門
水	密	方 式 前面3方ゴム水密
設 計	水 深	(外 水) 0.800m (EL 82.142)
設 計	水 深	(内 水) 0.000m (EL 81.342)
操 作	水 深	(開 時) 外 水 0.800m (EL 82.142)
		内 水 0.000m (EL 81.342)
操 作	水 深	(閉 時) 外 水 0.800m (EL 82.142)
		内 水 0.000m (EL 81.342)
門	扉	敷 高 EL 81.342
開	閉	装 置 手動ラック式(1本吊り)
揚		程 0.900m
操	作	方 式 手動操作
許	容	応 力 度 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
開	閉	速 度 操作力 100N以下(手動)

施設名	終点分水工本線締切ゲート(左岸側)		
形式	ステンレス製鋼製スライドゲート		
純径	1.050m		
有効高	0.400m		
門数	1門		
水密方式	前面3方ゴム水密		
設計水深(外水)	0.400m (EL 82.142)		
設計水深(内水)	0.000m (EL 81.742)		
操作水深(開時)	外	水	0.400m (EL 82.142)
	内	水	0.000m (EL 81.742)
操作水深(閉時)	外	水	0.400m (EL 82.142)
	内	水	0.000m (EL 81.742)
門扉数	EL 81.742		
開閉装置	手動ラック式(1本吊り)		
揚程	0.500m		
操作方式	手動操作		
許容応力	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)		
開閉速度	操作力 100N以下(手動)		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別紙－５ 様式１

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

別紙－6 様式2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

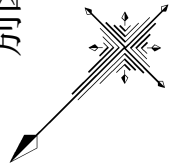
(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。



仮回道路 L=28.6m

20000

8000

借地面積
A=127m²

土留シート
L=24.8m

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

2000

終点分水工取水ゲート (左岸側)
簡易ゲート 閉塞

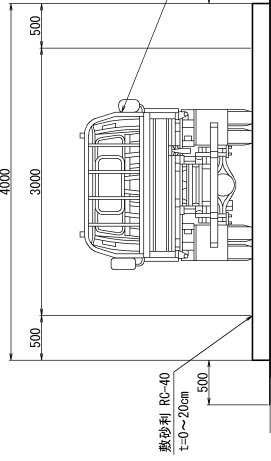
終点分水工取水ゲート (右岸側)
簡易ゲート 更新

終点分水工本線横切ゲート (左岸側)
更新

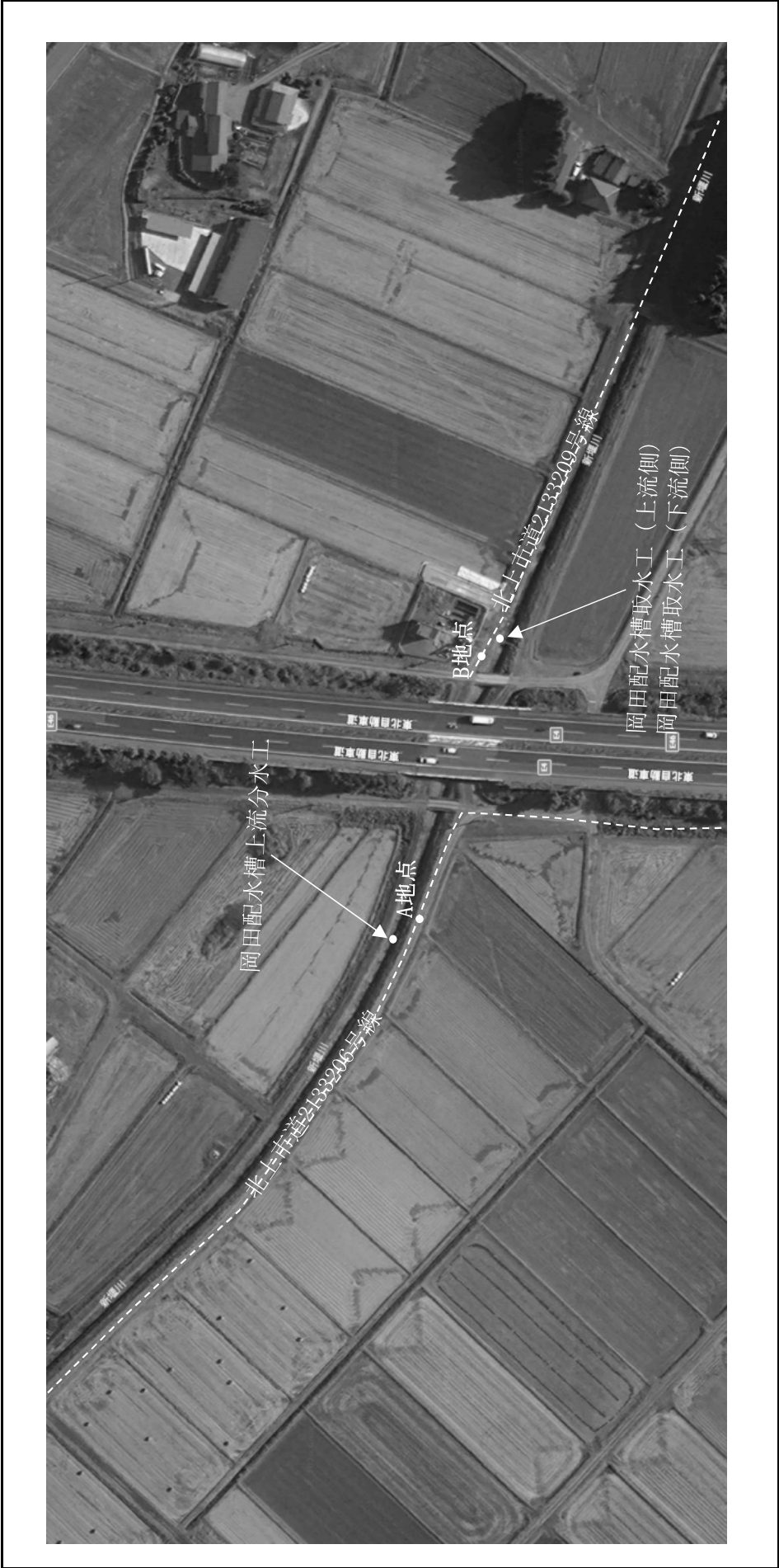
終点分水工本線横切ゲート (右岸側)
更新

金茶屋分水工取水ゲート
更新

仮回道路標準断面図
S=1:30



交通誘導警備員 配置図
北上市道2133206号線・北上市道2133209号線



配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点(北上市道2133206号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B
B地点(北上市道2133209号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B

交通誘導警備員 配置図
北上市道2002021号線



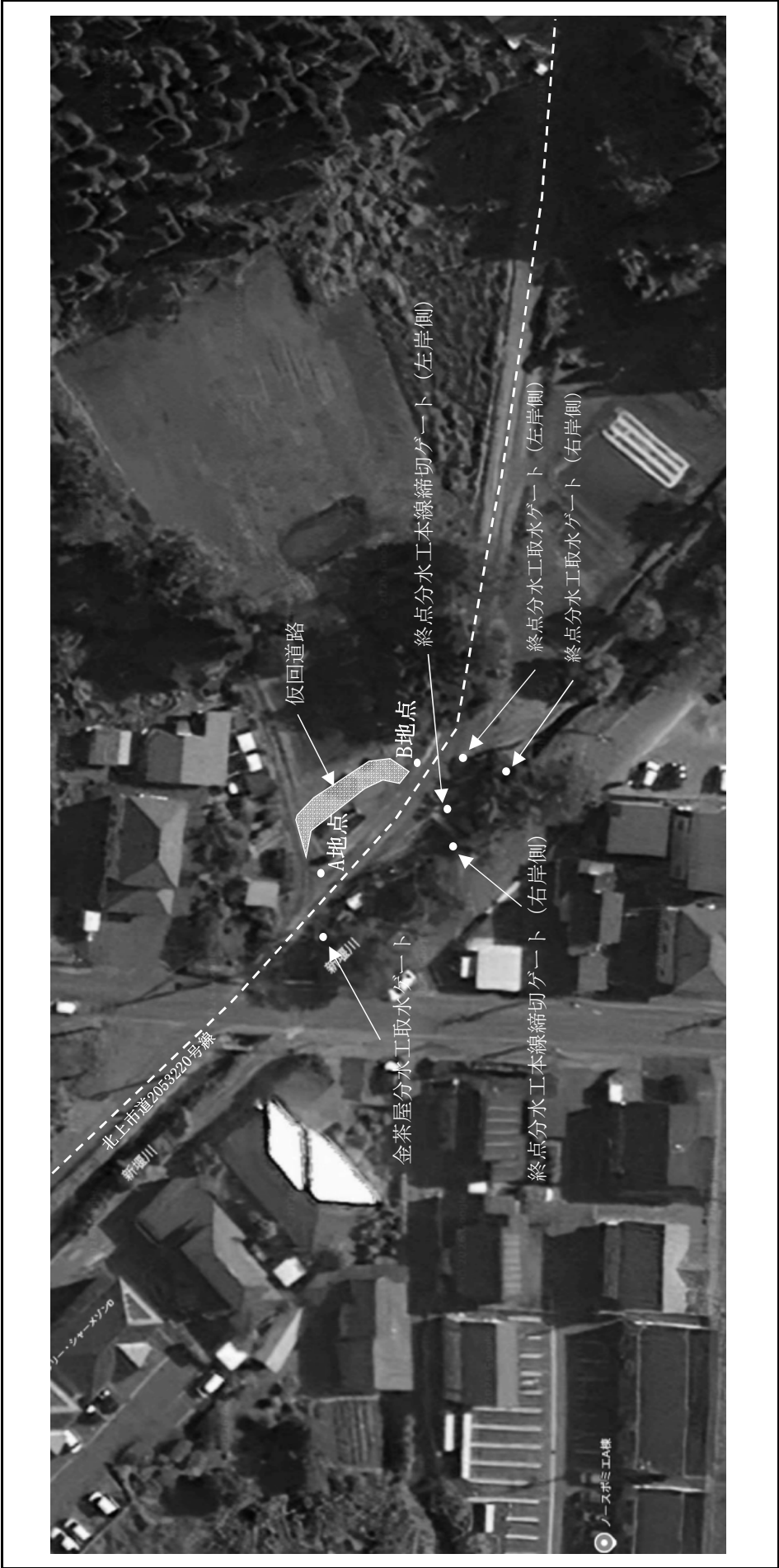
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点 (北上市道2002021号線)	1 名/日	昼間	交通誘導警備員B
B地点 (北上市道2002021号線)	1 名/日	昼間	交通誘導警備員B

交通誘導警備員 配置図
北上市道2133151号線



配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点(北上市道2133151号線)	1名/日	昼間	交通誘導警備員B

交通誘導警備員 配置図
北上市道2053220号線



配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	備考
A地点 (北上市道2053220号線)	1 名/日	昼間	交通誘導警備員B
B地点 (北上市道2053220号線)	1 名/日	昼間	交通誘導警備員B

**令和８年度 和賀中央農業水利事業
村崎野支線用水路ゲート設備製作据付工事**

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	図面枚数	備 考
1	位置図	1	
2	3号落差工付帯分水工チェックゲート 全般図	1	
3	3号落差工付帯分水工チェックゲート 箱抜き図	1	
4	3号落差工付帯分水工チェックゲート 扉体組立図	1	
5	3号落差工付帯分水工チェックゲート 戸当り組立図	1	
6	3号落差工付帯分水工チェックゲート 開閉装置組立図	1	
7	3号落差工付帯分水工チェックゲート 操作架台組立図 (1/3)	1	
8	3号落差工付帯分水工チェックゲート 操作架台組立図 (2/3)	1	
9	3号落差工付帯分水工チェックゲート 操作架台組立図 (3/3)	1	
10	5-1号取水ゲート全般図	1	
11	5-1号取水ゲート箱抜き図	1	
12	5-1号取水ゲート扉体組立図	1	
13	5-1号取水ゲート戸当り組立図	1	
14	5-1号取水ゲート開閉装置組立図	1	
15	金茶屋分水工取水ゲート全般図	1	
16	金茶屋分水工取水ゲート扉体組立図	1	
17	終点分水工本線締切ゲート全般図	1	
18	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 箱抜き図	1	
19	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 扉体組立図	1	
20	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 戸当り組立図	1	
21	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 開閉装置組立図	1	
22	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 操作架台組立図(1/3)	1	
23	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 操作架台組立図(2/3)	1	
24	終点分水工本線締切ゲート(右岸側) 操作架台組立図(3/3)	1	
25	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 箱抜き図	1	
26	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 扉体組立図	1	
27	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 戸当り組立図	1	
28	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 開閉装置組立図	1	
29	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 操作架台組立図(1/3)	1	
30	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 操作架台組立図(2/3)	1	
31	終点分水工本線締切ゲート(左岸側) 操作架台組立図(3/3)	1	
32	簡易ゲート改修計画図(1/9)	1	
33	簡易ゲート改修計画図(2/9)	1	
34	簡易ゲート改修計画図(3/9)	1	
35	簡易ゲート改修計画図(4/9)	1	
36	簡易ゲート改修計画図(5/9)	1	
37	簡易ゲート改修計画図(6/9)	1	
38	簡易ゲート改修計画図(7/9)	1	
39	簡易ゲート改修計画図(8/9)	1	
40	簡易ゲート改修計画図(9/9)	1	
41	金茶屋分水工取水ゲート仮回道路計画平面図	1	
42	金茶屋分水工取水ゲート仮回道路計画縦断面図	1	
		42	枚